

しまくとうば普及推進計画 (第2期計画)



令和5年3月

沖縄県文化観光スポーツ部

しまくとうば普及推進計画(第2期計画) ～ 目次 ～

第1章 総説

1	しまくとうばの現状と課題	1
2	しまくとうば普及推進計画(第2期計画)の位置づけ	4
3	計画期間	4

第2章 基本方針と目標

1	基本方針	5
2	目指すべき姿等	5
3	目標	7

第3章 第1期計画における取組と総括

1	第1期計画における取組	8
2	取組の総括	9
3	抽出した課題の施策別分類の整理	15

第4章 施策の展開

1	保存	17
2	普及	21
3	継承	26

第5章 推進体制

1	計画の推進体制	29
2	各年度における事業の進捗管理	29
3	中間年度における見直し	30

※R5.9月改正：P7 3(1)① 目標値の一部見直し

※R7.9月改正：P27施策の展開 1. しまくとうば教育に関する検討委員会の立ち上げの箇所の一部修正

しまくとうば普及推進計画（第2期計画）

第1章 総説

1 しまくとうばの現状と課題

(1) 現状

県内各地域において世代を超えて受け継がれてきた「しまくとうば」は、組踊、琉球舞踊、島唄等の沖縄文化の基層であり、いわば沖縄県民のアイデンティティの拠り所である。

そのため、平成18年には、議員提案により、県民の「しまくとうば」に対する関心と理解を深め、もって「しまくとうば」の普及の促進を図ることを目的に、9月18日を「しまくとうばの日」とする「しまくとうばの日に関する条例」が制定された。

しかし、平成21年には、ユネスコ（国連教育科学文化機関）が発表した“Atlas of the World's Languages in Danger”（第3判）において、消滅の危機にある言語・方言として、国頭語、沖縄語、宮古語、八重山語、与那国語が掲載された。

沖縄文化の基層である「しまくとうば」が消滅すると、県民の郷土愛も失われ、結果的に沖縄文化の衰退へと繋がるものと危惧されることから、沖縄県では、「しまくとうば」の普及・継承を重要施策として沖縄21世紀ビジョン基本計画に位置づけ、平成25年に策定した『「しまくとうば」普及推進計画』（以下、「第1期計画」という。）に基づき、県民運動を展開するとともに、平成29年度には、「しまくとうば普及センター」を設置し、同センターを中心に、関係機関や関係団体と連携を図りながら、「しまくとうば」の普及・継承に取り組んできたところである。

また、令和3年度には、消滅の危機にある各地域の「しまくとうば」を保存するため、「しまくとうばアーカイブロードマップ」の策定や、「しまくとうば」の多様性を理解し、普及・継承の取組の効果を高めることを目的に『沖縄県における「しまくとうば」の表記について』を取りまとめるとともに、令和4年5月に策定した新・沖縄21世紀ビジョン基本計画においても、引き続き、「各地域におけるしまくとうばの保存・普及・継承の促進」を重要施策として位置づけているところである。

(2) 課題

県では、平成25年度以降、「しまくとうば」に対する県民の意識を確認するための県民意識調査を実施しており、令和3年度に実施した調査では、多くの県民が「しまくとうば」に親しみを感じているが、挨拶程度以上使う人の割合が減少するなど、今後、どのように話者を増やしていくのかなどの課題が明らかになっている。

「しまくとうば」への親しみ、地元への愛着が高いほど、「しまくとうば」の理解度や使用頻度、家庭での「しまくとうば」の取組が高いという関係が見られることや、「学校での総合学習等での実施」が「しまくとうば」の普及に必要とされたものとして最も高く（49.9%）、若年層での「しまくとうば」を使用する機会の増加には、教育機関との更なる連携強化が必要である。

また、県のしまくとうば普及継承の取組で最も認知されているものとして、「しまくとうばの日」と「しまくとうば検定」が21.3%となっており、この結果からも、各種施策については、まだ県民における認知が十分ではないなどの課題がある。

令和3年度における主な調査結果は以下のとおり。

①「しまくとうば」に対する親しみ

令和3年度 73.2% 令和2年度 84.8%（対前年△11.6%）

○「しまくとうば」に対する親しみ

単位：%

項目	選択項目	H25	H28	H29	H30	R1	R2	R3
「しまくとうば」に対する親しみ	①親しみを持っている	44.6	40.6	39.1	41.2	38.1	50.8	34.0
	②どちらかといえば親しみを持っている	35.7	37.8	40.9	37.9	38.4	34.0	39.2
	①+②	80.3	78.4	80.0	79.1	76.5	84.8	73.2
	対前年度比		▲ 1.9	1.6	▲ 0.9	▲ 2.6	8.3	▲ 11.6
	③どちらかといえば親しみをもっていない	9.0	9.9	9.9	9.6	12.0	7.0	9.9
	④親しみをもっていない	3.0	5.5	4.3	4.3	5.2	3.7	7.8
	⑤わからない	7.3	5.6	4.6	7.0	6.0	3.6	9.0
	⑥無回答	0.4	0.7	1.2	0.0	0.3	0.9	0.2

②「しまくとうば」の使用頻度

ア 挨拶程度以上使う割合

令和3年度 28.6% 令和2年度 43.2%（対前年△14.6%）

※挨拶程度以上：「主に使う」、「共通語と同じくらい使う」、「挨拶程度使う」合計

イ 共通語と同じくらい以上使う割合

令和3年度 14.0% 令和2年度 21.3%（対前年△7.3%）

※共通語と同じくらい以上：「主に使う」、「共通語と同じくらい使う」合計

○「しまくとうば」の使用頻度

単位：%

項目	選択項目	H25	H28	H29	H30	R1	R2	R3
使用頻度	①「しまくとうば」を主に使う	10.0	6.9	6.5	6.1	7.6	3.6	1.7
	②「しまくとうば」と「共通語」を同じくらい使う	25.4	20.9	23.1	18.7	20.5	17.7	12.3
	③挨拶程度使う（ハイサイ等）	22.6	26.3	25.0	25.0	28.6	21.9	14.6
	①+②	35.4	27.8	29.6	24.8	28.1	21.3	14.0
	対前年度比		▲ 7.6	1.8	▲ 4.8	3.3	▲ 6.8	▲ 7.3
	①+②+③	58.0	54.1	54.6	49.8	56.7	43.2	28.6
	対前年度比		▲ 3.9	0.5	▲ 4.8	6.9	▲ 13.5	▲ 14.6
	④あまり使わない	27.0	24.8	26.3	35.3	26.0	37.0	41.3
	⑤まったく使わない	14.0	21.0	18.0	14.9	16.9	18.0	29.9
	⑥無回答	1.0	0.1	1.1	0.0	0.4	1.8	0.2

③その他調査結果

ア 「しまくとうば」を使う相手

令和３年度：友達（33.7%）、父母（27.4%）、祖父母（18.8%）

令和２年度：友達（39.8%）、父母（32.6%）、親戚（24.4%）

令和元年度：友達（48.1%）、父母（29.3%）、親戚（29.2%）

イ ビジネスや公共の場で「しまくとうば」を使うこと

そう思う 13.6% ややそう思う 20.8% 計 34.4%

ウ 普段の生活の中での「しまくとうば」の必要性

非常に必要 10.9% ある程度必要 51.0% 計 61.9%

エ 子どもたちが「しまくとうば」を使えるようになることへの意識

是非使えるようになって欲しい 18.7%

できれば、使えるようになって欲しい 48.6% 計 67.3%

オ 学校の授業科目に「しまくとうば」を加えること

行事や日常のあいさつ等、授業以外の活動で取り組んでほしい 49.7%

他の教科の授業を減らしてでも、是非、加えてほしい 11.7%

カ 家庭内での「しまくとうば」への取組状況

積極的に教えている 3.2% 時々教えている 31.9% 計 35.1%

ほとんど教えることはない 63.3%

キ 自身が住んでいる地域への愛着について

とてもある 33.0% ややある 44.2% 計 77.2%

ク 普及継承の取組についての認知度（認知度の高い上位３つ）

しまくとうばの日 21.3%

しまくとうば検定 21.3%

しまくとうば県民大会 16.0%

ケ 「しまくとうば」の普及に必要なこと

学校の総合学習等での実施 49.9%

テレビ、ラジオ等マスコミを利用した PR 41.8%

コ 自身の出身地の「しまくとうば」の認知度

知っている 50.0%

サ 自身の出身地の「しまくとうば」の継承について（将来にわたって残してほしい）

そう思う 39.8% ややそう思う 24.3% 計 64.1%

シ 新型コロナウイルス感染症の流行による生活の変化

友人と会う機会が減った 74.5%

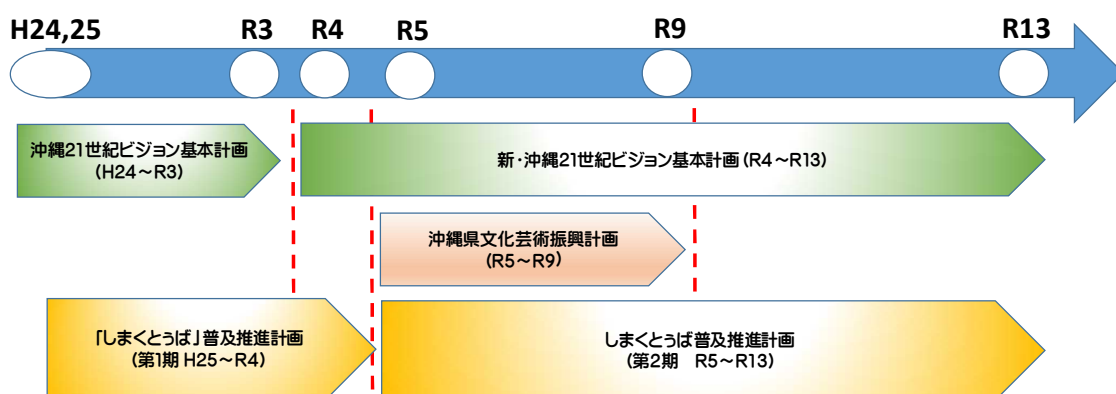
2 「しまくとうば普及推進計画」(第2期計画)の位置づけ

県では、2030年の目指すべき沖縄の姿を実現するための設計図である、沖縄21世紀ビジョン基本計画において、「しまくとうば」の普及、継承などを重要施策として位置づけ、平成25年度に第1期計画を策定し、沖縄文化の基層である「しまくとうば」を次世代へ継承するため、消滅する危機的状況にある「しまくとうば」の普及推進を戦略的かつ効果的に行うことを目的に、計画期間を平成25年度から令和4年度までの10年間とし、前期、中期、後期の期間を設け、普及運動を実施してきた。

「しまくとうば普及推進計画(第2期計画)」(以下、「第2期計画」という。)は、令和4年5月に策定された、「新・沖縄21世紀ビジョン基本計画」及び同ビジョンの分野別計画である「沖縄県文化芸術振興計画」(令和4年度策定)と連動し、第1期計画の普及・継承における取組の成果と課題を踏まえるとともに、消滅の危機にある「しまくとうば」の保存を加え、これらをより総合的かつ計画的に推進していくための基本方針や目標と、その実現に向けた施策等を明らかにするものである。

3 計画期間

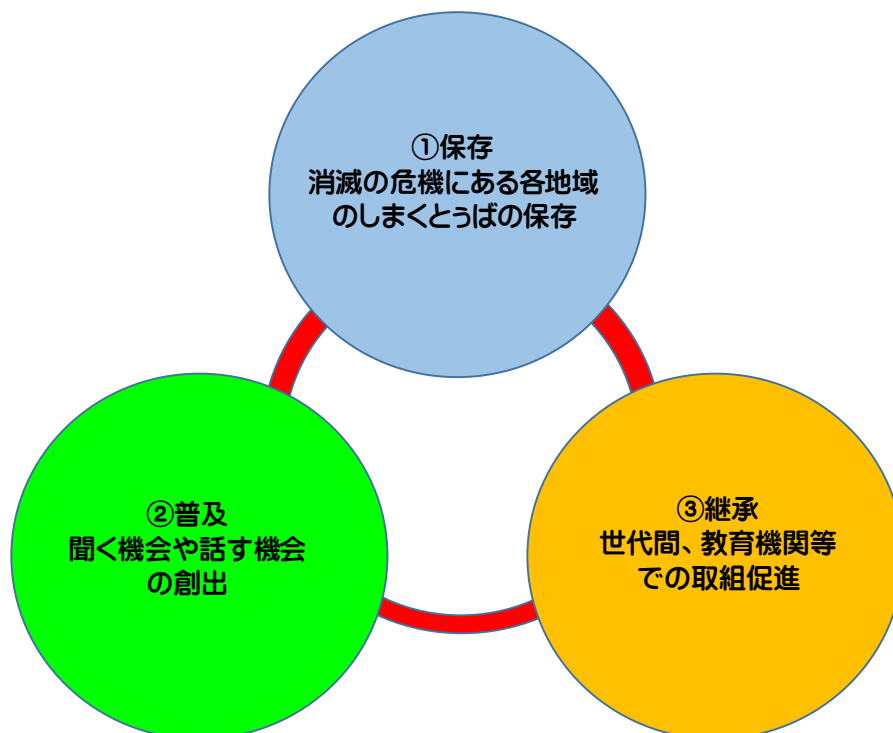
第2期計画は、令和5年度から令和13年度までの9年間とする。



第2章 基本方針と目標

1 基本方針

言葉が生活又は文化芸術の基層をなし、文化そのものであることに鑑み、消滅危機にある各地域の「しまくとうば」の保存及び世代間や教育機関等での継承の促進に取り組むとともに、関係機関や関係団体と連携を図りながら、全県的かつ横断的な普及運動を実施し、県民の「しまくとうば」を聞く機会や話す機会の創出等の普及に取り組む。



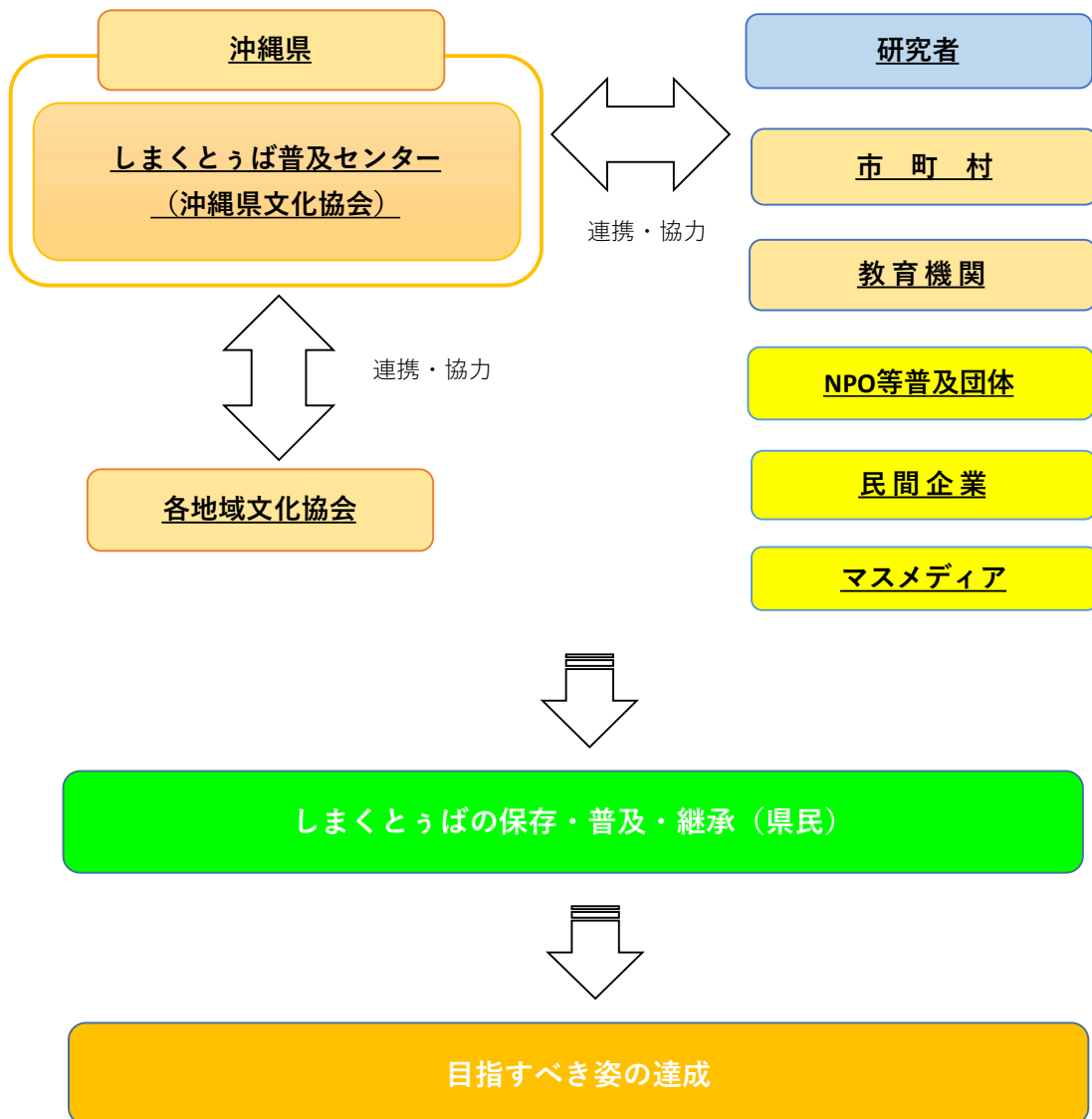
2 目指すべき姿等

(1) 目指すべき姿

- 県内各地域の「しまくとうば」が言語学に裏打ちされた伝統的な文法記述、辞書、文字資料等が存在し、子どもたちが学校等で触れる機会がある等、教育に利用される。(保存・継承)
- わかりやすい文法記述と文字資料が多く存在する。(保存)
- 学校、職場、テレビやラジオ、インターネットなど、日常のあらゆる場面で「しまくとうば」が使用されている。(普及)
- 子どもたちを含む全ての世代で使用されている。(普及・継承)
- 県民が「しまくとうば」に誇りを持ち、将来にわたって継承されていくことを望んでいる。(普及・継承)

(2) 各主体での取組

目指す姿を実現するため、各主体が「しまくとうば」の保存・普及・継承にあたり、それぞれの立場で取組を推進する。



3 目標

第2期計画における取組の効果を検証するため、次のとおり目標値を設定する。

(1) 普及

①「しまくとうば」を挨拶程度以上使う割合

※挨拶程度以上：「主に使う」、「共通語と同じくらい使う」、「挨拶程度使う」合計

H25(参考)	R3(新基準年)	R6	R9	R13
58.0%	28.6%	43.0%	50.0%	60.0%

②共通語と同じくらい以上使う割合

※共通語と同じくらい以上：「主に使う」、「共通語と同じくらい使う」合計

H25(参考)	R3(基準年)	R6	R9	R13
35.4%	14.0%	17.0%	20.0%	24.0%

(2) 継承

①家庭内での「しまくとうば」への取組状況

※「積極的に教えている」、「時々教えている」合計

H28(参考)	R3(基準年)	R6	R9	R13
45.8%	35.1%	38.0%	44.0%	58.0%

②しまくとうば学習活動の実施（小学校・中学校）

	R3(基準年)	R6	R9	R13
小学校	84.0%	90.0%	92.0%	93.0%
中学校	87.0%	91.0%	92.0%	94.0%

③しまくとうば学習活動の実施（高校）

	R3(基準年)	R6	R9	R13
高校	57.4%	66.0%	71.0%	75.0%

第3章 第1期計画における取組と総括

1 第1期計画における取組

第1期計画においては、沖縄文化の基層である「しまくとぅば」を次世代へ継承するため、以下の取組を実施した。

第1期計画における取組

実施主体	主な取組	取組の成果
県	○しまくとぅば県民大会の実施	①しまくとぅば県民大会の開催者 (前期) H25: 570人、H26: 610人、H27: 780人 (中期) H28: 220人、H29: 400人、H30: 553人 (後期) R1: 723人、R2: 中止、R3: 中止(講演会を配信)
	○しまくとぅば普及功労者表彰	①しまくとぅば普及功労者 (中期) H28: 6個人+6団体、H29: 9個人+2団体、H30: 10個人 (後期) R1: 10個人+2団体、R2: 8個人、R3: 10個人+1団体
	○しまくとぅば読本の作成等	①「しまくとぅば読本」の作成・配布 (前期) H26: 36,000冊、H27: 35,000冊 (中期) H28: 35,000冊、H29: 35,100冊、H30: 35,300冊 (後期) R1: 35,200冊、R2: 21,000冊、R3: 22,900冊
	○各実施主体との連携	①普及に携わる民間団体等への支援 (中期) H28: 9件、H29: 12件、H30: 11件 (後期) R1: 12件、R2: 7件、R3: 8件
	○しまくとぅば普及センターを中心とした取組 ①普及に携わる人材の育成 ②人材バンクの設置及び活用のコーディネート ③シンポジウムや講習会の開催 ④普及ツールの作成、活用 ※H29に設置	①しまくとぅば講師養成講座の実施 (前期) H27: 10回 (中期) H28: 9回、H29: 24回、H30: 44回 (後期) R1: 64回、R2: 31回、R3: 60回 ②人材バンクの設置及び活用のコーディネート (中期) H29: 6件、H30: 28件 (後期) R1: 10件、R2: 13件、R3: 6件 ③シンポジウムや講習会等の開催・参加者 (前期) H26: 3回、参加者274人、H27: 4回、参加者470人 (中期) H28: 3回、参加者274人、H29: 2回、参加者140人、H30: 3回、参加者202人 (後期) R2: 3回、参加者426人、R3: 3回、参加者251人 ④普及ツールの作成 (前期) H25: しまくとぅばハンドブック・50音表: 計3,500冊、H26: しまくとぅばハンドブック・カレンダー: 計4,000冊、H27: しまくとぅばなぞなぞブック: 2,000部 (中期) H28: しまくとぅばシル・マグネット: 計4,000枚、H29: 会話集の作成: 3地域(那覇、平良、八重山)、しまくとぅばまーさん棒: 2,200本、H30: 会話集の作成: 2地域(名護、読谷)、しまくとぅばバッチ・50音表ポスター: 計3,000 (後期) R1: 会話集の作成3地域(与那国・今帰仁・糸満)、R2: 会話集の作成3地域(大山、宮城島、糸満)、R3: 会話集の作成2地域(辺野喜、久高島) ⑤しまくとぅば検定の受験者 (中期) H30: 147名(プレ検定) (後期) R1: 中南部7～9級: 390名、R2: 中南部6～9級: 392名、学校受験: 477名、R3: 中南部5～9級: 547名、本部9級: 35名、八重山9級: 42名、与那国9級: 53名、学校受験: 437名 ※上記実施に併せて単語帳を作成・配布
	○しまくとぅば正書法の検討	①しまくとぅば正書法検討委員会の設置・開催 (中期) H30: 設置・開催 (後期) R1: 開催、R2: 新型コロナウイルスの影響により未開催、R3: 開催 ※上記での検討の結果、R3末に『沖縄県における「しまくとぅば」の表記について』を策定
	○しまくとぅばのアーカイブ化に向けた取組 ※計画外	①しまくとぅばのアーカイブ化に向けた取組 (後期) R3: しまくとぅばアーカイブ検討委員会の設置・開催 ※上記での検討の結果、R3末に『しまくとぅばアーカイブロードマップ』を策定
	○県立博物館・美術館におけるデータベースの活用など、しまくとぅば保存の取組	①「デジタル民話ミュージアム」での民話の保存 (中期) H28: 配信候補80話の選定、H29: 6話、H30: 25話 (後期) R1: 25話、R2: 24話
	○沖縄県立芸術大学における普及事例の研究	①ハワイ大学との連携による普及啓発事例の研究 (中期) H28: ハワイでの講演実施、H29: ハワイでのワークショップ・講座の実施、H30: ハワイ語教育のカリキュラム等の調査 (後期) R1: ハワイ大学から研究者を招請してのシンポジウムの開催 ②しまくとぅばの意義等での活用 (中期) H29: 地謡10回、舞踊12回、組踊9回、H30: 地謡26回、舞踊30回、組踊24回 (後期) R1: 舞踊38回、組踊29回、R2: 舞踊11回、組踊18回、R3: 地謡9回、舞踊38回
	○各地域に根ざした取組の推進	○各地域における発表会等のイベント(各地域でのしまくとぅば語やびら大会など)の実施 ○講演会や特別講座・授業の開催 ○行事等における普及等の取組でのしまくとぅばの使用
教育機関等	○教育活動における取組	○しまくとぅばに関する取組が必要: 93.2% ○取組の実施(授業または課外活動): 56.3% 例) 国語等の授業でのしまくとぅばの取組、給食の号令、読み聞かせなどでのしまくとぅばの活用 ＜参考: しまくとぅば読本の活用率＞ (中期) H28: 63%、H29: 小学校87.1%、中学校84.6%、H30: 小学校84.8%、中学校84.8% (後期) R1: 小学校86.0%、中学校88.0%、R2: 小学校85.1%、中学校91.1%、R3: 小学校82.2%、中学校85.3%
	○教職員に向けた取組	①総合教育センターでの研修におけるしまくとぅばに関する講座の実施・受講者 (中期) H30: 2回(53名) (後期) R1: 2回(106名)、R3: 新型コロナウイルス感染症の影響により中止
	○幼稚園、保育所、放課後児童クラブにおける取組	○しまくとぅばに関する取組が必要: 100% ○取組の実施: 53.3% 例) あいさつ、食事の号令、読み聞かせなどでのしまくとぅばの活用、音楽を通じた取組
普及団体	○しまくとぅば普及促進に向けた啓発	○普及活動の実施状況(行政からの委託又は団体独自): 66.7% ○定期的にしまくとぅばの普及啓発活動が行えている: 57.1% ○実施頻度: 月1回程度以上50.0% ○市町村との連携が取れている・取れていない: 47.6%で同率
民間企業	○社内での取組	＜交通機関＞ ○普及活動の実施状況: 14.3% 例) 利用客へのアナウンス、ポスター・事業者内における取組などでのしまくとぅばの使用 ○従業員への意識啓発の実施: 12.2% ＜交通機関以外＞ ○普及活動の実施状況: 11.3% 例) 自社製品、ポスター・CM等のPRツールでのしまくとぅばの使用 ○従業員への意識啓発の実施: 7.5%
マスメディア	○テレビ、新聞等での取組	○普及活動の実施状況: 75.0% 例) しまくとぅばをテーマとした番組等の制作・配信、ニュースや番組の挨拶や一般向けバラエティ番組等でのしまくとぅばの使用 ○しまくとぅばの普及の必要性: 93.8%
研究者	○「しまくとぅば」の表記法、正書法検討に関する沖縄県への支援	○しまくとぅば正書法検討委員会やしまくとぅばアーカイブ検討委員会における専門的見地からの助言、各種委員会委員等によるしまくとぅばの研究成果等についての県への助言 ○琉球諸語を含めた消滅危機言語の活性化に係る研究や、沖縄語の話者の育成等の言語復興に向けた様々な取組
家庭	○家庭内でのしまくとぅばの使用	○家族や親族間の会話での「しまくとぅば」の使用 ○「語やびら大会」や「しまくとぅば講座」等の関係イベントへの積極的な参加 ＜参考: 県民意識調査結果＞ ○家庭内でのしまくとぅばの取組状況(「積極的に教えている」+「時々教えている」) R3: 35.7%(H28: 45.8%)

2 取組の総括

第1期計画においては、消滅する危機的状況にある「しまくとうば」の普及推進を戦略的かつ効果的に行うことを目的に、平成25年度から令和4年度までの10年間の前期、中期、後期の期間に分け、戦略的に普及運動を実施してきた。各期の行動計画においては、主体ごとに取組と期待される役割を定めて取り組んできたところであるが、令和3年度に実施した「しまくとうば県民意識調査」の結果も踏まえ、その成果と課題を以下のとおり総括する。

<県>

○しまくとうば県民大会の実施

平成25年度から、毎年9月18日の「しまくとうばの日」に合わせて県民大会を実施し、令和3年度までに3,856人の来場があり、県民が地域の「しまくとうば」を大切に感じる気運の醸成に一定の成果を得た。

しまくとうば県民意識調査によると、多くの県民が「しまくとうば」に親しみを感じているが、普及推進活動の実施にあたっては、一時的な興味・関心とならないよう、全県的かつ継続的な取組を実施していく必要がある。

○しまくとうば普及功労者表彰の実施

地域における「しまくとうば」の普及に功績のあった個人及び団体に対して、その功績をたたえ沖縄県知事が表彰するしまくとうば普及功労者表彰を平成28年度から実施し、令和3年度までに個人53人と11団体を表彰し、活動を促進することができた。

しまくとうばの普及・継承に向けては、民間・個人レベルでの活動も重要であることから、しまくとうばの普及に功績のあった者の表彰を継続していくことで、民間・個人レベルの普及活動を促進していく必要がある。

○しまくとうば読本の作成等

県内の小学校及び中学校に対し、令和3年度までにしまくとうば読本255,500冊を作成・配布することで、児童・生徒が地域の「しまくとうば」に興味を持ち、大切に感じる気運を醸成した。

一方、各地域の多様な「しまくとうば」を学ぶためには、その地域の「しまくとうば」に対応したものである必要があるほか、普及・継承の効果を高めるためには、音声と連動したものとする必要があるため、しまくとうばアーカイブ事業で収集した調査票を活用して作成した教材への置き換えも見据えた取組が必要である。

○各実施主体との連携

沖縄文化の基層であるしまくとうばの継承・発展を目的として、各地域でしまくとうばの普及推進に取り組む団体等の自主的な活動を支援しており、平成 28 年度から令和 3 年度までに 59 件の活動に対し支援を実施し、その活動を促進することができた。

しまくとうばの普及・継承に向けては、民間・個人レベルでの活動も重要であることから、各地域で自主的な普及推進活動に取り組む団体等の活動に対し支援を継続して実施していくことで、民間・個人レベルの普及活動を促進していく必要がある。

○しまくとうば普及センターを中心とした取組

（しまくとうば講師養成講座の実施）

若い世代への「しまくとうば」の普及継承に向け、「しまくとうば」を教える人材の育成を目的として、平成 27 年度以降、中南部、北部、八重山地域においてしまくとうば講師養成講座を実施し、講師の養成に取り組むことで、普及人材の養成に寄与することができた。

中南部地域では上級までの講座がひととおり終了している一方、宮古地域ではまだ実施されていないことから、地域バランスを踏まえた講師の養成に取り組む必要がある。

また、人材バンクの拡充に向け、人材の発掘及び養成並びに登録した人材のスキルアップを図る必要がある。

（人材バンクの設置及び活用のコーディネート）

平成 29 年度から令和 3 年度の間、各地域・関係機関の要望に応じ、合計 63 件に対して講師を派遣することで、各地域・関係機関の取組を支援した。

今後は、人材バンクの本格稼働に向け、関係機関に対し相談窓口の強化及び人材バンクの活用を広範に周知し、人材バンクを活用したあらゆる主体での取組を促進していく必要がある。

（シンポジウムや講習会の開催）

令和 3 年度までに 21 回シンポジウムや講習会を各地域で開催し、合計 2,037 人の参加があり、県民が地域の「しまくとうば」を大切に感じる気運の醸成に一定の成果があった。

今後も、県民の「しまくとうば」に対する理解を促進し、「しまくとうば」を大切に、使用が推奨されることを望む気運の醸成に向け、取組を継続していく必要がある。

（普及ツールの作成、活用）

平成 25 年度から令和 3 年度にかけて、しまくとうばハンドブックや 50 音表、各地域の会話集等の作成を行い、毎年度のしまくとうば県民大会で配布する等、県民が地域の「しまくとうば」を大切に感じる気運の醸成に努め、一定程度寄与することができた。

一方、普及ツールの作成にあたっては、目的と対象を明確にし、効果的な取組となるよう、その内容を工夫する必要がある。

(しまくとうば検定の実施)

平成 30 年度に中南部を対象としてプレ検定を実施し、147 名の申し込みのうち、145 名が合格した。また、令和元年度から令和 3 年度にかけて、各地域においてしまくとうば検定を実施し、中南部では 5 級～9 級、本部、八重山、与那国では 9 級の検定を行い、検定の目的であるしまくとうばに対する理解、会話能力の習得と向上を図ることができた。令和 3 年度県民意識調査においても、その認知度は 21.3%と最も高い。

一方、実施地域拡大のための、各地域の「しまくとうば」への対応（実施地域の区分、使用するしまくとうばの選定）及び受験者数を増やすにあたっての教材提供方法（単語帳等の作成）及び採点方法について検討する必要がある。

○しまくとうば正書法の検討

平成 30 年度にしまくとうば正書法検討委員会を設置し、その検討を進め、令和 3 年度には『沖縄県における「しまくとうば」の表記について』を策定。県における「しまくとうば」の表記を整理することができた。

今後は、これに基づき、音声と表記を連動させた教材の作成のほか、県における文字資料での活用に加え、当該表記方法について幅広く使用されるよう、周知していく必要がある。

○しまくとうばのアーカイブ化に向けた取組

令和 3 年度にしまくとうばアーカイブ検討委員会を設置、検討を進め、アーカイブ化のために実施すべき取組と目標及びその実現までの行程を示す「しまくとうばアーカイブロードマップ」を策定。喫緊の課題である「しまくとうば」の保存と継承に向けた取組の行程を示すことができた。

本ロードマップに基づき、令和 4 年度から「しまくとうばアーカイブ事業」に取り組んでおり、しまくとうばを主に話す世代がいる間に、しまくとうばのアーカイブ化に取り組むとともに、収集した調査票を活用した教材の作成、歌や文学的文章、自然会話の習得を行い、それを小中学校の教育現場で活用する等、教育機関との連携を強化する必要がある。

○県立博物館・美術館におけるデータベースの活用など、しまくとうば保存の取組

県立博物館・美術館では、平成 28 年度から令和 2 年度にかけて、本島北部・中部・南部・宮古・八重山地域の伝承話音声資料のデータベースを作成し、その中から選定した民話合計 80 話について、動画コンテンツを制作し、WEB での配信や上映会を通じ

てその普及に貢献している。

今後は、作成した民話データベースの効果的な活用のため、引き続き、WEB での配信や上映会の実施を継続していくとともに、関係機関との連携により、その活用を促進していく必要がある。

○沖縄県立芸術大学における普及事例の研究

沖縄県立芸術大学では、平成 29 年度から令和元年度の間に、ハワイでの講演やワークショップ、講座、ハワイ大学での実態調査などを実施することで、ハワイにおけるハワイ語の普及事例を研究し、平成 29 年度からはその研究を踏まえ、沖縄県立芸術大学における琉球芸能の講義を「しまくとうば」で行う「しまくとうば実践教育事業」を実施。講義を通じて学生に対し、しまくとうばに触れる機会を提供している。

一方、沖縄の「しまくとうば」は、地域ごとにその単語、表現、アクセント等が異なる点においてハワイとは異なることから、「しまくとうば」の多様性を尊重しつつ、どのように言語を継承していくのか、検討が必要である。また、「しまくとうば実践教育事業」での講義は一部であるため、カリキュラムへの導入の検討等、しまくとうばを学ぶ機会の確保を図る必要がある。

<地域・市町村>

○各地域に根ざした取組の推進

地域・市町村においては、その 62.9%が「しまくとうば」の普及継承に取り組んでおり、しまくとうば語やびら大会等の発表会や、講師による講演会・特別講義、教材・カレンダー等の普及ツールの作成・活用等の様々な取組が行われており、各地域でのしまくとうばの普及に貢献している。

その一方で、市町村においては、しまくとうばを指導できる（話せる）人や従事する職員の人材の不足や厳しい財政事情などの課題がある。

<教育機関等>

○教育活動における取組

県内の小中学校及び高等学校においては、しまくとうばに関する取組はその 93.2%が必要と感じている。全体の 56.3%で授業又は課外活動でしまくとうばに関する取組が実施されており、具体的には、国語等での授業や給食の号令、読み聞かせなどでのしまくとうばの活用が行われている。また、しまくとうば読本の小中学校での活用率は、概ね 80%を超える水準で推移しており、授業や課外活動を通じて児童・生徒に「しまくとうば」に触れる機会を提供している。

その一方で、小中学校及び高等学校においては、しまくとうばに関する取組の必要性は感じているものの、指導する時間が確保できない、ゆとりがないといった意見が最も

多く、教員がしまくとうばの取組に割く時間がないことが課題である。

また、実際に取り組もうにも、しまくとうばを指導できる又は話せる職員がいないことも課題となっている。

さらには、しまくとうばは地域によって異なるため、どのしまくとうばを授業などで取り入れるべきか判断できないといった課題のほか、教育課程や年間計画での位置づけがなく、何をすればいいか分からないといった意見も多く、課題となっている。

○教職員に向けた取組

しまくとうば普及センターとの連携により、総合教育センターにおいて「うちなーぐち実践指導講座」が毎年度、定期的に教職員を対象として行われており、一定数の教職員の指導スキルの向上を図ることができた。

他方、同講座は、定員を超える応募となっており、そのニーズには応えきれていないため、ニーズに応じた受講機会を確保することで、広く教員のスキルを向上させる必要がある。

○幼稚園、保育所、放課後児童クラブにおける取組

保育機関においては、その 100%がしまくとうばに関する取組が必要と感じており、その意識は高い。全体の 53.3%でしまくとうばに関する取組が実施されており、具体的には、あいさつや食事の号令、読み聞かせなどでのしまくとうばの活用や、音楽を通じた取組により幼児・児童がしまくとうばに触れる機会が提供されている。

その一方で、取組の実施にあたり、しまくとうばを指導できる又は話せる職員が少ないことが課題となっている。

また、しまくとうばを児童に教えるとして、何をすればよいのかわからないといった声も多く、教育活動の中での取り組み方が定まっていないことが課題である。

<普及団体>

○しまくとうば普及促進に向けた啓発

普及団体においては、行政からの委託又は団体独自の活動が 66.7%で実施されており、その 57.1%は定期的に活動を実施することができている。うち半数は月 1 回程度以上、学校での普及活動や普及ツールの作成、イベントの開催等を行っており、各地域のしまくとうばの普及促進に貢献している。また、市町村との連携については、連携が取れている、取れていない、ともに 50%の回答となっている。

その一方で、定期的に活動を実施できていない理由として、その活動資金の乏しさが挙げられているほか、会員の高齢化や子ども達、親世代がほとんどしまくとうばを話せないことが課題となっている。

また、家庭や学校生活の中で、しまくとうばが使われていないことも課題となってい

る。

他にも、教育委員会がしまくとうばの授業を積極的に導入し、地域のしまくとうば講師との連携をはかることの提案や、行政側との連携がうまく取れず、対応に苦慮しているといった意見もあり、教育委員会や地域との連携が課題となっている。

<民間企業>

○社内での取組

民間企業のうち、交通機関では、その 14.3%で普及活動が行われており、具体的には、利用客に対するアナウンスや挨拶でのしまくとうばの使用が行われている。従業員への意識啓発は 12.2%で行われているにとどまっている。交通機関以外では、その 11.3%で普及活動が実施されており、自社製品やポスター、CM でのしまくとうばの使用が行われている。従業員への意識啓発はその 7.5%で実施されているにとどまっている。

これらの民間企業からは、聞けるけど話せない、話せる人が少ない、業務との関連がないとの認識から、その必要性を感じていない、地域毎にしまくとうばが異なることへの対応に苦慮しているといった課題が共通してみられる。

また、交通機関においては、職員のしまくとうばの幅（語彙力等）を広げるための学習が課題として示されているほか、交通機関以外の民間企業では、そもそもどういう普及活動が行われているのか認識していない、何をすればいいのかわからないといった課題がある。

<マスメディア>

○テレビ、新聞等での取組

マスメディアにおいては、その役割を踏まえ、その 75%で独自の普及活動が実施されており、具体的には、「しまくとうば」をテーマとした番組等の制作・配信、ニュースや番組の挨拶、一般向けバラエティ番組等でのしまくとうばの使用が積極的に行われている。しまくとうばの普及について、93.8%がその必要性を感じており、その意識は高い。

その一方で、社内にしまくとうばを話せる人がほとんどいないという点が課題となっているほか、地域ごとにしまくとうばが異なるため、意味や発音が合っているのか確認が難しいという点が課題となっている。

<研究者>

○「しまくとうば」の表記法、正書法検討に関する沖縄県への支援

平成 30 年度にはしまくとうば正書法検討委員会、令和 3 年度にしまくとうばアーカイブ検討委員会を設置し、それぞれ検討を進めてきた結果、令和 3 年度には『沖縄県における「しまくとうば」の表記について』及び「しまくとうばアーカイブロードマップ」

を策定することができた。本検討にあたっては、多くの研究者に委員として助言等の協力をいただいていたところであり、今後も、「しまくとうば」の保存・普及・継承に向けた課題等への助言を受けながら、適切に取組を進めていく必要がある。

また、研究者においては、琉球諸語を含めた消滅危機言語の再活性化に係る研究や、沖縄語の話者の育成等の言語復興に向けた様々な取組が行われており、それぞれの活動においてしまくとうばの保存・普及・継承に貢献している。

<家庭>

○家庭内でのしまくとうばの使用

しまくとうば県民意識調査では、平成 28 年度から家庭内での「しまくとうば」の取組状況について調査しており、「積極的に教えている」又は「時々教えている」と回答した割合は、概ね 50%前後で推移しているが、令和 3 年度の調査結果では、35.1%と過去最低の結果となった。

家庭内における「しまくとうば」の使用は、日常生活における「しまくとうば」に触れる機会を増やし、「しまくとうば」への愛着に繋がるものと考えられることから、家庭内における使用機会の増加を今後どう図っていくかが課題である。

3 抽出した課題の施策別分類の整理

第 1 期計画の総括をする中で抽出した課題について、それぞれの性質を踏まえてどの施策の課題に当たるかを以下のとおり分類・整理する。

【保存】

1. 保存する地域の考え方（どこまでを対象として細分化するか）
2. 保存の方法（文字・音声・映像）
3. 保存した「しまくとうば」の活用方法
4. 多様な主体による「しまくとうば」の保存に係る活動の促進

【普及】

1. 「しまくとうば」に親しみをを感じる割合は高い値で推移しているが、使用頻度や生活の中での必要性を感じる割合は減少傾向にある。
2. 日常生活の中で「しまくとうば」に接する機会が少ない。
3. 各実施主体で取り組むにあたって、そもそも「しまくとうば」がわからない若しくは助言・指導が必要
4. 各地域における話者等、「しまくとうば」に関する人材を活用できる仕組みの構築
5. 地域を主体とした取組のための活動資金や予算の確保
6. 各主体における情報共有

【継承】

1. 各地域で異なる「しまくとうば」をどのように家庭内や学校等で継承していくのか。

(例)

- ・家庭内において両親の出身地が異なる。
 - ・学校においても様々な地域からの児童・生徒にどの地域の言葉を教えるのか。(テキスト、指導方法等)
 - ・各種広報物等で使用する場合は、どの地域の言葉を使用するのか。
2. 次代を担う児童・生徒の親世代の母語は既にほとんどが日本語となっている。
3. 就学前から高等教育まで「しまくとうば」を学ぶ機会をどのように確保するか。
4. 教員の「しまくとうば」の指導スキルの向上
5. どのように生活の中に「しまくとうば」を取り入れていくか。

第4章 施策の展開

保存

基本施策の目的

県内各地域の「しまくとうば」が、話者の高齢化によりその継承が困難となってきたことから、文法記述や辞書等、その他文字資料及び音声・映像資料の保存について、研究者等と連携するとともに、各主体における取組を促進させることで、普及及び継承活動に繋げていく。

目指す姿

- 県内各地域の「しまくとうば」が言語学に裏打ちされた伝統的な文法記述、辞書、文字資料等が存在し、子どもたちが学校等で触れる機会がある等、教育に利用される。
- わかりやすい文法記述と文字資料が多く存在する。

主な課題

1. 保存する地域の考え方（どこまでを対象として細分化するのか）
2. 保存の方法（文字、音声、映像）
3. 保存した「しまくとうば」の活用方法
4. 多様な主体による「しまくとうば」の保存に係る活動の促進

施策の方向性

1. 「しまくとうば」を主に話す世代がいる間に、「しまくとうば」を保存するとともに、次世代へ継承するための取組について、令和3年度に策定した「しまくとうばアーカイブロードマップ」に基づき施策を展開する。
2. 「しまくとうばアーカイブロードマップ」に基づき保存した「しまくとうば」については、研究者をはじめ、普及団体、教育者及び一般県民が利用しやすい形で公開することで、各主体における自主的な取組において活用出来る環境を整える。
3. 「しまくとうば」の文字資料の作成にあたっては、令和3年度に策定した『沖縄県における「しまくとうば」の表記について』において整理した表記を使用し、可能な限り音声と連動させる。
4. 普及団体や各地域での保存活動を促進させるための支援を行う。

施策の展開

1. 「しまくとうばアーカイブロードマップ（令和３年度策定）」に基づく取組

※第２期計画に先行し、第１期計画期間である令和４年度から着手

(1) 文法調査票の収集

ア 収集する文法調査票（会話例）

しまくとうばの保存、継承には、言語学に裏打ちされた体系的な言語教育（文字指導、発音指導、語彙指導、文法指導）が重要であることから、必要な文法的事項が織り込まれたしまくとうばの文法調査票を使用して収集する。

使用する調査票は、各収集地域で共通のものとし、文化庁における先行事例として実施されている「危機的な状況にある言語・方言のアーカイブ化を想定した実地調査研究」において使用している調査票をベースとする。

イ 調査対象地点

収集する地域は、国頭語、沖縄語、宮古語、八重山語、与那国語が使用される県内５地域で行うものとし、地方行政区画 便覧（1886）における間切及び有人離島を加えた 81 地域をベースとし、実施地域（44 地域）を選定するものとする。

ウ 収録方法

音声収録（記録する文字は、国際音声記号及び令和３年度に策定した『沖縄県における「しまくとうば」の表記について』に基づくものとする。）

エ 調査方法

調査員による現地調査

(2) 収集した文法調査票と連動した教材の作成

教材については、小・中学校での使用を想定し、収録した文法調査票と連動したものとし、次のとおり作成する。

ア 作成する教材は教材用テキスト、教師用手引き、指導案１セットとする。

イ 教材１セットを作成する種類

小学校用３種及び中学校用１種

ウ 教材を作成する地域

教材を作成するためには、言語研究の質と量が十分であること及び教育機関の協力が不可欠であることから、言語研究やしまくとうば教育が先行している９地域においてモデル的に作成する。

※将来的には、今回作成する教材をベースに、全地域での教材化を目指し、引き続き検討を行う。

エ 作成する教材の媒体

作成する教材については、小・中学校において、より効果的に音声と連動した学びが行えるよう、タブレット端末等での使用を想定し、電子版（可能であればアプリ）での提供を基本とする。

(3)「しまくとうば」による歌及び詩、小説、随筆、物語等の収集

児童・生徒をはじめ一般的に皆がよく知る歌や詩、小説、随筆、物語等をしまくとうばにすることは、その歌詞や物語の内容等の意味を理解していることから、解説無しに理解することが可能であり、しまくとうばの習得には有用であると考えられることから次のとおり収集を行う。

ア 収集する題材

(ア) 歌

(イ) 詩、小説、随筆、物語等（以下、「文学的文章」という。）

- ・小・中学校の教科書に掲載されているもの
- ・教科書に掲載されているもの以外で、学校行事（学習発表会、行事等）での活用が期待されるもの

イ 選定方法

収録する歌及び文学的文章については、県教育委員会又は市町村教育委員会等の意見を踏まえ、しまくとうばの理解を促進するような題材を選定する。

ウ 収録する歌及び文学的文章の種類

小学校3曲（編）、中学校1曲（編）を目安に4曲（編）以上

エ 収録方法：音声収録

オ 収集地域（歌及び文学的文章共通）

(ア) 県が文法調査票を収集する44地域

(イ) 教材を作成する9地点のうち、文化庁等で実施する5地域 計49地域

(4)「しまくとうば」による自然談話の収集

ことばは、共同生活を行っていく中で継承、蓄積され、社会の発展とともに変化してきた社会的かつ歴史的な存在であることから、地域の人々がその土地の自然とどのように関わり認識したのか、どのような社会生活を送って暮らしてきたのかを保存するため、各地域のしまくとうばで自然談話の収録を行う。

ア 収集する話者及びテーマの候補については、各市町村教育委員会や各地域の文化協会等を通して情報収集を行う。

イ 収録方法：映像及び音声収録

〈自然談話におけるテーマ例〉

- ・幼い頃の島の生活
- ・祭（行事）
- ・親の生産活動の状況 等

(5)アーカイブ化後の公開

各地域のしまくとうばの違いが比較できるよう、収集した文法調査票、歌及び文学的文章を一覧形式でしまくとうば普及センターHP及び琉球大学において公開する。

2. しまくとぅばアーカイブの充実と誰もが利用しやすい環境づくりに向けた取組
「しまくとぅばアーカイブロードマップ」に基づき設置するアーカイブについて、既存の収録済み題材を収集・集約することにより、その内容の充実を図り、誰もが利用しやすい環境の整備に向けた取組を行う。
＜例＞
 - ・県立博物館・美術館において整備した民話データベース
 - ・県、市町村及び関係団体並びに民間等における既存の収録済み題材（民話、島唄、伝統芸能、その他メディア収録物等）
 - ・県が補助する普及団体や研究者等による「しまくとぅば」の保存に資する各種資料等
3. 各地域で「しまくとぅば」の普及推進に取り組む団体等の自主的な活動への支援
「しまくとぅば」に関するテキストや研究文献の発刊等、保存に資する各種文字資料の充実に取り組む普及団体や研究者等の自主的な活動について補助する。

普及

基本施策の目的

県内各地域において世代を超えて受け継がれてきた「しまくとうば」は沖縄文化の基層であり、「しまくとうば」を次世代へ継承していくことが重要であることについて、県民の理解と関心を深め、本県の豊かな伝統文化の重要性について再認識を図る。

目指す姿

- 学校、職場、テレビやラジオ、インターネットなど、日常のあらゆる場面で「しまくとうば」が使用されている。
- 子どもたちを含む全ての世代で使用されている。
- 県民が「しまくとうば」を大切にし、将来にわたって継承されていくことを望んでいる。

主な課題

1. 「しまくとうば」に親しみを感ずる割合は高い値で推移しているが、使用頻度や生活の中での必要性を感じる割合は減少傾向にある。
2. 日常生活の中で「しまくとうば」に接する機会が少ない。
3. 各実施主体で取り組むにあたって、そもそも「しまくとうば」がわからない若しくは助言・指導が必要
4. 各地域における話者等、「しまくとうば」に関する人材を活用できる仕組みの構築
5. 地域を主体とした取組のための活動資金や予算の確保
6. 各主体における情報共有

施策の方向性

1. 多様な「しまくとうば」への理解や沖縄文化の基層であることの重要性について再認識化を図るため、全県的かつ横断的な県民運動を行う。
2. しまくとうばの普及推進に取り組む民間団体等への支援や、「しまくとうば」の普及推進に功績のあった者（団体）を表彰することで、民間・個人での普及推進活動を促進する。
3. 「しまくとうば普及センター」を中核として、各種普及推進活動の取組を推進するとともに、各地域や関係機関と連携した取組を行う。

※普及推進活動にあたっては、特に以下の事項について重点的に実施する。

- ①教育機関と連携した児童・生徒を対象とした取組
- ②地域コミュニティの活性化に資する取組
- ③県民が「しまくとうば」に触れる機会の創出に関する取組
- ④各地域の話者を活用した取組

施策の展開

1. しまくとぅば県民大会及び関連イベントの実施等

(1) しまくとぅば県民大会及び関連イベントの実施

第1期計画において、しまくとぅば県民運動の取組を広く周知し、県民意識の醸成を図るため、「広げよう しまくとぅば県民運動」をスローガンとして「しまくとぅば県民大会」を実施してきたところである。

第2期計画においても、引き続き、「しまくとぅば県民運動」を全県的かつ横断的な取組とするため、「しまくとぅばの日」の9月18日を中心に「しまくとぅば県民大会」を実施する。

実施にあたっては、県及び各地域文化協会と連携し、年間を通して県民（特に若年層）が「しまくとぅば」に触れる機会を提供できるよう取り組む。

<県の取組の例>

○しまくとぅば県民大会の実施

- ・「しまくとぅば県民宣言」の実施
- ・優良事例の普及啓発

○連携による年間を通じた県民が「しまくとぅば」に触れる機会の提供

- ・県文化協会が実施する「しまくとぅば語やびら大会」や「U-18 島唄者コンテスト」との連携
- ・その他県が実施する「琉球歴史文化の日」や「世界のウチナーンチュ大会」等各種イベント等との連携した取組
- ・しまくとぅば県民運動ロゴマーク等の積極的な活用
- ・ポスター・チラシ等の作成・配布

(2) 県における「しまくとぅば」の率先使用

県においても、庁内関係機関で構成する連絡会議を設置し、あらゆる場面で「しまくとぅば」の使用を率先して行うことで、県全体における挨拶等の日常生活や業務等での使用を促進する。

<県の取組の例>

- ・日常業務における「しまくとぅば」の積極活用（挨拶、業務放送等）
- ・行催事等での「しまくとぅば」の積極活用（挨拶等）
- ・広報物での「しまくとぅば」の使用の推進
- ・しまくとぅば普及キャラクターの活用
- ・テレビ、新聞、ラジオ等を活用した「しまくとぅば」普及のPR
- ・沖縄県における「しまくとぅば」の普及・継承の取組等での『「しまくとぅば」の表記について』の整理に基づく「しまくとぅば」の使用

2. 民間・個人における普及推進活動の促進

(1) しまくとぅば普及功労者表彰の実施

地域における「しまくとぅば」の普及に功績のあった個人及び団体に対して、その

功績を称え沖縄県知事が表彰する。また、企業等の「しまくとうば」普及に関する積極的な取組についても表彰の対象とすることで、企業等における「しまくとうば」の使用を促進させる。

(2)各地域で「しまくとうば」の普及推進に取り組む団体等の自主的な活動への支援

各地域で「しまくとうば」の普及推進に取り組む団体等の自主的な活動について補助する。

<期待する効果>

- ・挨拶や児童との会話での「しまくとうば」の活用
- ・各地域・児童生徒を対象とした「しまくとうば」の講座の開催
- ・しまくとうば県民運動ロゴマーク、しまくとうば普及テーマソングの積極活用
- ・行事や業務等における「しまくとうば」の積極的な使用
- ・各地域で行われる、「語やびら大会」等の「しまくとうば」に関するイベント等の開催
- ・家庭や親族間の会話での「しまくとうば」の使用
- ・積極的な地域人材の活用
- ・シンポジウム等の実施
- ・公共交通機関でのアナウンス、表示
- ・商業施設等での挨拶、店内アナウンス、掲示物等での「しまくとうば」の使用
- ・商品名、パッケージ、CM等での「しまくとうば」の使用
- ・テレビ、新聞、ラジオ等での「しまくとうば」普及の取組
(ニュース・番組での「しまくとうば」での挨拶、新聞記事・番組の制作等)
- ・「しまくとうば」に関する教材、黄金言葉カレンダー、島唄・わらべ唄等普及ツールの作成、活用
- ・その他各実施主体における普及促進に向けた取組

3. 市町村における普及推進活動の促進

多様な「しまくとうば」の普及推進を図るため、各地域の特性に合わせた「しまくとうば普及実施計画書」を策定した市町村を対象に、審査の上、計画実施のための補助を行う。

<取組の例>

- ・「しまくとうば普及宣言」の検討
- ・小中学校における教師の育成
- ・小中学校への地域の話者の派遣等
- ・学校生活等（挨拶、給食の号令、読み聞かせ等）での「しまくとうば」を使用する機会の拡大
- ・「しまくとうば」教材の作成
- ・シンポジウム・座談会
- ・各地域の「しまくとうば」に関する意識の醸成
- ・広報物での「しまくとうば」の使用の推進

- ・親子教室等「しまくとうば」に触れる機会の創出

4. しまくとうば普及センターにおける取組の強化

各地域の「しまくとうば」の普及継承を一層促進させるため、普及に取り組む関係機関や団体等と調整しながら、中核的な役割を果たす、「しまくとうば普及センター」の取組を強化する。

(1) 関係機関や団体等との連携の強化

相談窓口を設置するとともに、人材バンクとして「しまくとうば」の普及・継承に関し豊富な知識、技能、技術等を有する人材（話者・講師・相談員等）を幅広く発掘及び養成して、その情報を登録・提供することにより、学校・教育機関、各種団体及び民間企業と連携し、各地域における普及継承に向けた実効性のある取組を行う。

ア 相談窓口の拡充（各種相談から、人材派遣等のコーディネート）

イ 人材バンクの拡充（人材の育成、派遣）

<取組の例>

○人材バンクの充実に向けた取組

- ・新たに講師等となる人材の養成
- ・登録した人材のスキル向上に向けたフォローアップ講座の実施

○各地域における話者等の活用

- ・個人・団体等への積極的な人材バンクへの登録の呼びかけ
- ・各地域のニーズに応じた派遣による各地域の取組と話者等との連携

○民間企業等における相談の積極対応による日常のあらゆる場面での「しまくとうば」使用の促進

- ・想定する業界：公共交通機関、マスコミ、製造業、観光産業等
- ・相談内容のイメージ：「しまくとうば」による接客マニュアル、商品開発、各種イベント支援等

※上記ア及びイにより、「2.民間・個人における普及推進活動の促進」及び「3.市町村における普及推進活動の促進」に掲げる取組を促進する。

(2) しまくとうば検定の実施等

ア しまくとうば検定の実施

「しまくとうば」に関する知識と理解、会話能力の習得と向上を目的として「しまくとうば検定」を実施する。

検定の実施にあたっては、各地域（国頭、中南部、宮古、八重山、与那国）の多様性を踏まえるとともに、児童生徒における学校単位での受験による受験者数増も見据え、WEB等を活用した実施体制等、必要な見直しを随時検討する。

イ 学習ツールの充実

検定の実施と併せて、各地域のしまくとうばの違いが比較できる「しまくとうば」学習に効果的な各種ツールの充実を図る。

<学習ツールの例>

- ・各地域における単語帳

- ・会話集
- ・学習アプリ等

(3) 一般講座・シンポジウムの実施、各種普及ツールの作成・配布

「しまくとうば」に関する一般講座・シンポジウムの実施や、各地域のしまくとうばの違いが比較できる各種普及ツールの作成・配布を通して県民の「しまくとうば」への興味を喚起する。

＜取組の例＞

- ・「しまくとうば」に関する知識と理解を高める一般講座・シンポジウムの実施
 - ・黄金言葉カレンダー、島唄・わらべ唄等普及ツールの作成、活用
- ※実施にあたっては、目的と対象を明確にし、効果的な取組となるよう、その内容を工夫する。

(4) 各地域の活動団体の情報収集・発信

各地域において「しまくとうば」の普及・継承に取り組んでいる活動団体の情報を収集し、広く発信することで、団体における活動の周知強化と取組の促進を図る。

(5) 「しまくとうばサミット」の実施による関係する実施主体間の情報共有の促進と連携体制の構築

市町村等の地域、教育機関、普及団体、民間事業者、研究者といった関係する取組主体を対象に、地域それぞれのしまくとうばの普及に向けた取組について情報共有を行い、他地域の取組を参考とした各地域の自主的な活動の促進と関係する取組主体の相互の連携体制の構築を図る。

※文化庁主催の危機的な状況にある言語・方言サミットが県内で開催される年は連携して取り組む。

＜期待する効果＞

- ・取組主体間のネットワークの構築
- ・取組主体における取組内容の事例発表等による情報共有（公民館等での取組、学校における課外活動での取組、普及団体における地域での取組、民間事業者における普及の取組等）
- ・取組主体間の相互連携の促進
- ・研究者における「しまくとうば」に関する現状や課題及び研究成果の共有

継承

基本施策の目的

「しまくとうば」は、組踊、琉球舞踊、島唄等の沖縄文化の基層であり、沖縄県民のアイデンティティの拠り所でもあることから、県内各地域において世代を超えて受け継がれてきた「しまくとうば」が将来にわたって継承されるよう家庭や教育機関での各種取組を促進させる。

目指す姿

- 県内各地域の「しまくとうば」が言語学に裏打ちされた伝統的な文法記述、辞書、文字資料等が存在し、子どもたちが学校等で触れる機会がある等、教育に利用される。
- 子どもたちを含む全ての世代で使用されている。
- 県民が「しまくとうば」を大切にし、将来にわたって継承されていくことを望んでいる。

主な課題

1. 各地域で異なる「しまくとうば」をどのように家庭内や学校等で継承していくのか。
例：家庭内において両親の出身地が異なる。
学校においても様々な地域から集まる児童・生徒にどの地域の言葉を教えるのか。（テキスト、指導方法等）
各種広報物等で使用する場合は、どの地域の言葉を使用するのか。
2. 次代を担う児童・生徒の親世代の母語は既にほとんどが日本語となっている。
3. 就学前から高等教育まで「しまくとうば」を学ぶ機会をどのように確保するか。
 - ・学習指導要領との関係
 - ・教育課程特例校の活用等
4. 教員の「しまくとうば」の指導スキルの向上
5. どのように生活の中に「しまくとうば」を取り入れていくか。

施策の方向性

1. 「しまくとうば」は地域毎に異なるという多様性があるため、それぞれの地域の言葉を残す取組を行う。
2. 「しまくとうば」の多様性を尊重した言語の継承のあり方について検討する。
3. 就学前教育、初等教育（小学校6年間）、中等教育（中学校3年間、高等学校3年間）、高等教育（大学等）の各段階で求める姿を明らかにし、それに応じた取組を実施する。
4. 「しまくとうば」について家庭内で話す（教える）機会を創出する。

施策の展開

1. 「しまくとうば教育に関する検討委員会」による検討及びその報告を踏まえた取組の展開

目的：先進地等における消滅危機言語の継承を図るための取組や、県内外での特例校等の事例を参考に、「しまくとうば」は地域毎に異なるという多様性を尊重した言語の継承のあり方及び就学前から高等教育までの「しまくとうば」学習のあり方についての方向性を示す。

年度：R5 検討委員会 3 回程度

（先進事例の視察を含む情報収集・方向性の検討）

R6 検討委員会 3 回程度

（具体的な方向性と今後の展開の検討）

R7～ 検討委員会の報告を踏まえた取組の展開

2. 就学前における読み聞かせや音楽を通じたしまくとうばに触れる機会への支援【しまくとうば普及センター】

保育機関等で行われる就学前の児童を対象とした読み聞かせや音楽を通じたしまくとうばに触れる機会について、しまくとうば普及センターの人材バンクを介しての人材派遣や各地域のしまくとうばの違いが比較できる普及ツールの配布等によりその活動を支援する。

＜取組の例＞

- ・黄金言葉カレンダー、島唄・わらべ唄等普及ツールの作成、活用
- ・積極的な地域人材の活用
- ・各地域・各実施主体における「しまくとうば」の講座の開催

3. 音声と表記を連動させた教材の作成（再掲）

作成する教材については、小・中学校において、より効果的に音声と連動した学びが行えるよう、タブレット端末等での使用を想定し、電子版（可能であればアプリ）での提供を基本とする。

年度：R4～R8 小学校（低・中・高学年）、中学校用教材の作成

沖縄北部：今帰仁村（今帰仁間切）、伊是名村（伊是名間切）

沖縄中南部：恩納村（恩納間切）、南城市（大里間切）

宮古地区：宮古島市（砂川間切）、多良間村（多良間間切）

八重山地区：石垣市（石垣間切）、竹富町（石垣間切（竹富島））

与那国：与那国町（与那国間切）

R9～R13 上記で作成した教材をベースに、各地域のしまくとうばの違いが比較できるよう、全地域での教材化を行う。

4. 作成した教材を活用した各地域におけるモデル授業等の実施
【しまくとうば普及センター】
教材を作成する9地域での活用及び実証を行い、実践教育のモデルを構築する。
＜取組の例＞
 - ・教材を活用した国語科や音楽科等での授業
 - ・朝の会や短学活、全体朝会等、短い時間で活用できる実践
5. 教育機関と連携した教師向け研修会の開催
【しまくとうば普及センター】
教育機関と連携し、総合教育センター及び各圏域における教育研究所での「うちなーぐち実践指導講座」、その他教師の「しまくとうば」の指導スキルの向上に向けた研修の開催により、広く教師が「しまくとうば」の研修を受講しやすい環境を整え、教員の指導スキルの向上を図る。
6. 「しまくとうば」に関連する学習を学校設定科目化等に行っている高等学校と連携した取組とその成果発表
【しまくとうば普及センター】
「しまくとうば」に関連する学習を学校設定科目化等に行っている高等学校と連携した取組を実施するほか、その成果を他の高等学校へ情報提供することを通して、「しまくとうば」に関連する学習活動の促進を図る。
※「しまくとうばサミット」と連携した取組を想定
7. 高等教育における「しまくとうば」の科目化の促進
「しまくとうば」教育に関する検討委員会での検討結果を踏まえ、高等教育での「しまくとうば」の科目化の促進に向けて取り組む。
8. 「しまくとうば」について家庭内で話す（教える）機会を創出
「普及」における各種取組を推進することで、日常のあらゆる場面で「しまくとうば」に接する機会を創出し、家庭内における世代間での「しまくとうば」の使用を促す。

第5章 推進体制

1 計画の推進体制

本計画を着実に実施するため、県における推進体制を強化するとともに、市町村、教育機関、各地域文化協会、NPO 等普及団体、民間企業、研究者等様々な主体と連携・協働しながら取り組んでいく。

(1)しまくとうば普及推進委員会

本計画に基づく施策を総合的かつ効果的に推進するため、関係機関・団体等で構成するしまくとうば普及推進委員会を設置する。

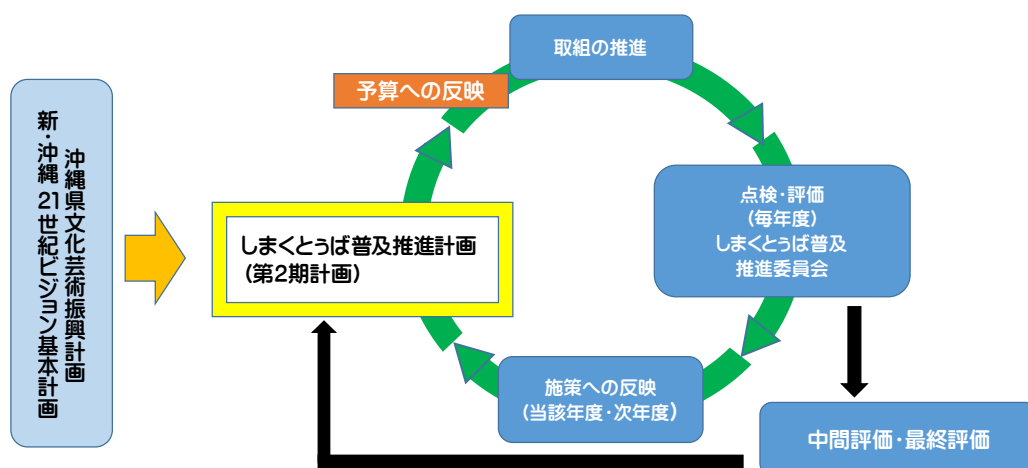
(2)しまくとうば連絡会議

県庁内における部局横断的な連携体制の強化を図り、「しまくとうば」のあらゆる場面での使用を推進するため、庁内関係機関で構成するしまくとうば連絡会議を設置する。

2 各年度における事業の進捗管理

本計画に基づく施策を着実に推進するため、PDCA 体制を構築し、毎年度、施策の進捗について確認・点検を行うとともに、「しまくとうば普及推進委員会」に報告し、同委員会での意見を施策の改善等に生かしていく。

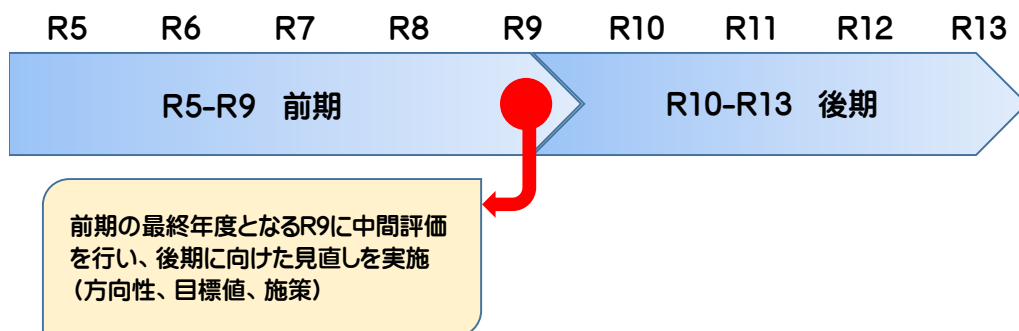
※前年度取りまとめ4月～5月、委員会開催6～7月、8月以降施策へ反映



第2期計画における目標値の達成状況を確認するため、県民意識調査を実施する（令和6・8・10・12年度に実施予定）。また、団体向け調査については、中間年度見直し及び最終年度の前年となる令和8年度及び令和12年度に実施する。

3 中間年度における見直し

令和 5 年度から令和 9 年度を前期、令和 10 年度から令和 13 年度を後期とし、前期の最終年度である令和 9 年度に見直しを実施する。



※令和 4 年度策定の沖縄県文化芸術振興計画の計画期間（令和 5 年度～令和 9 年度）とも連動して見直しを実施